

いのち支える甘楽町自殺対策行動計画

— 健康かんら21（第3次）別冊 —

平成31年3月

群馬県甘楽町

目次

第1 計画策定の趣旨等	
1 趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の数値目標	1
第2 甘楽町における自殺の特徴と関連データ	
1 甘楽町における自殺の特徴	3
2 対策が優先されるべき対象群の把握	6
3 関連データ	7
第3 いのち支える自殺対策における取組	
1 5つの基本施策	8
2 3つの重点施策	12
3 生きる支援関連施策	15
第4 自殺対策の推進体制等	
自殺対策組織の関係図	21
第5 参考資料	
1 自殺対策基本法（平成28年4月改正）	22
2 自殺総合対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）	26

第1 計画策定の趣旨等

1 趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」と言えます。

我が国の自殺者数は、平成 10 年から年間 3 万人を超える深刻な状態でしたが、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策を推進した結果、平成 21 年以降は減少傾向にあります。しかし、平成 29 年度版自殺対策白書によれば我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺死亡者数）は世界の主要先進 7 か国の中では最も高く、年間自殺者数も依然として 2 万人を超えるという非常事態が今も続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、都道府県・市町村それぞれが地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定することとされました。

甘楽町としても町の自殺対策計画を策定し、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない甘楽町」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条及び自殺総合対策大綱に基づき、甘楽町の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画を「健康かんら 21（第 3 次）」における 6 つの健康づくりの施策のうち、「休養・こころの健康」に位置づけ、「甘楽町第 5 次総合計画（KANRA プラン・輝き）」との整合を図っています。

3 計画の期間

平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間

4 計画の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない甘楽町

第2 甘楽町における自殺の特徴と関連データ

町の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」※1、ならびに自殺総合対策推進センター※2 が自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロフィール」を基に分析を行いました。

なお、グラフ内の自殺率は自殺死亡率を指します。

※1 自殺実態の分析にあたって・・・厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました（自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します【自殺者数÷10月1日現在の人口×10万人】）。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

- 1) 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。
- 2) 計上方法の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

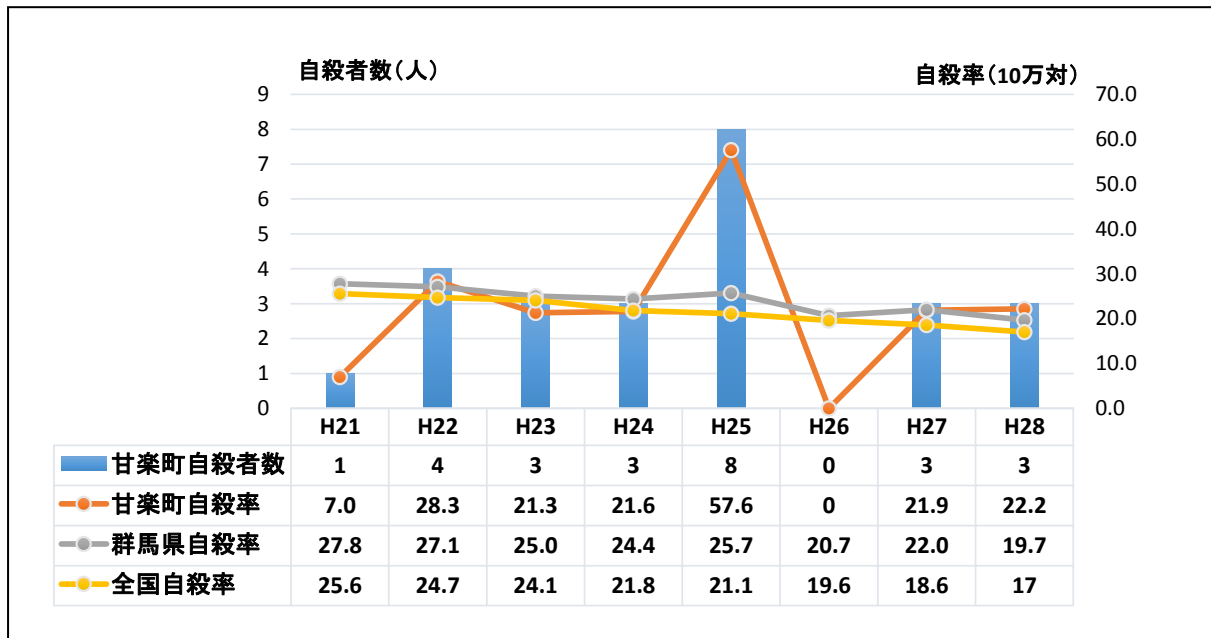
※2 自殺総合対策推進センターとは・・・改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCA サイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善））の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法）に取り組むためのさまざまな情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織。

1 甘楽町における自殺の特徴

1) 年間自殺者数および自殺死亡率の年次推移

平成 21～28 年の間に自殺で亡くなった人の数は 25 人（年間平均約 3 人）です。

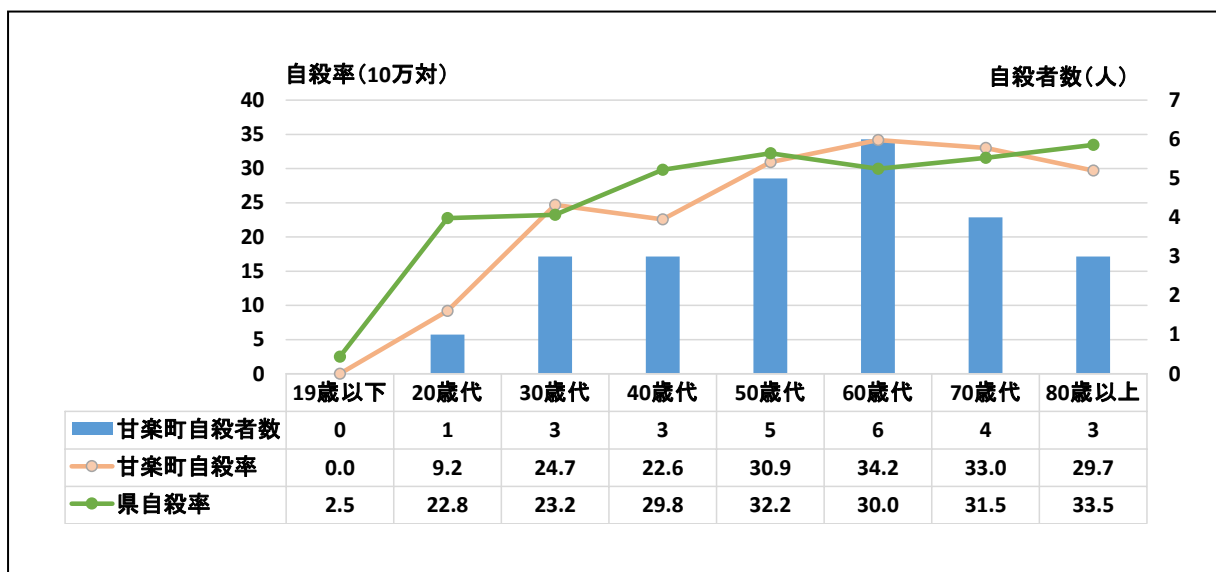
自殺死亡率の 8 年間の平均は 22.5 と群馬県の平均 24.1 よりやや低い数値ですが、国の平均 21.6 よりやや高い数値を示しています。



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

2) 年代別自殺者数および自殺死亡率

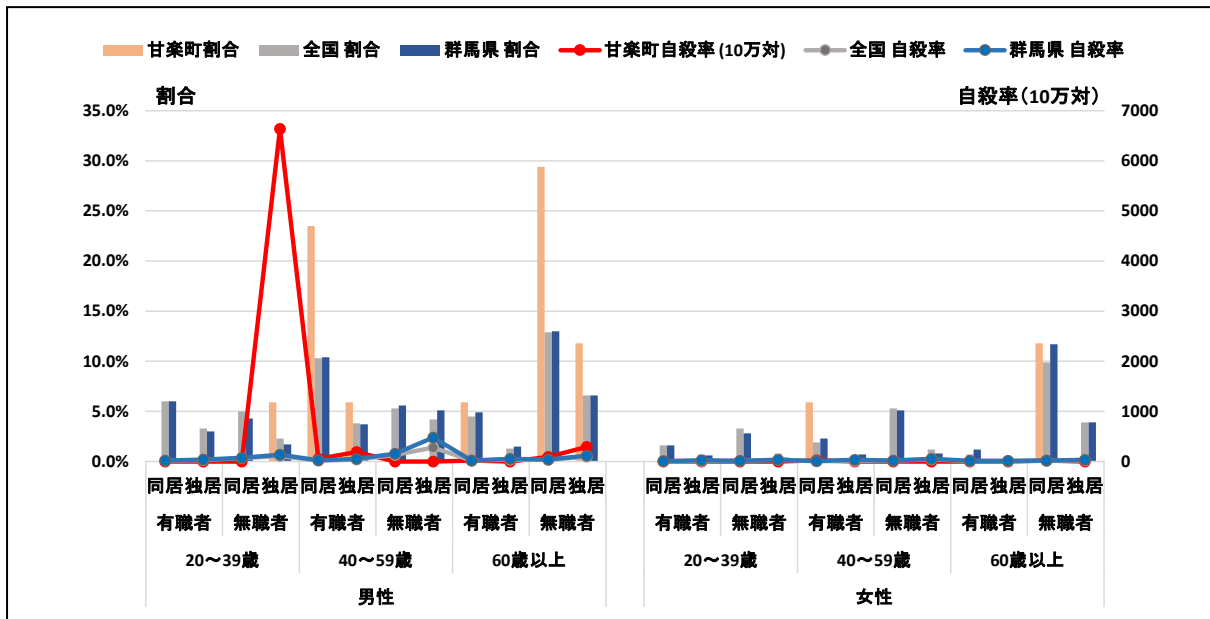
平成 21～28 年の期間に自殺で亡くなった人を年代別にみると、50～70 代が多く、特に 60 代の自殺死亡率が群馬県と比較して高い値を示しています。



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

3) 性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率（平成 24～28 年合計）

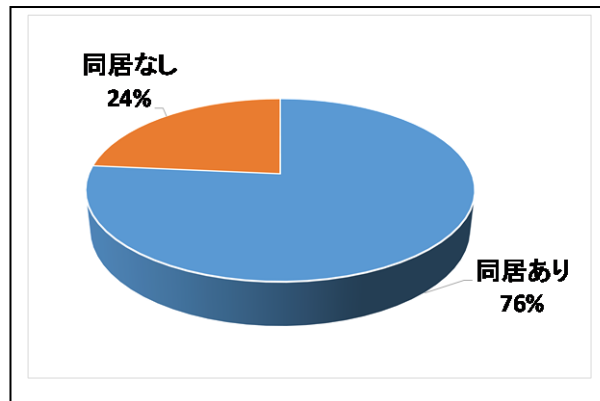
自殺率は「20～39 歳男性・無職者・独居」が全国や県に比べて高く、自殺割合では「60 歳以上男性・無職・同居」が高くなっています。



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

4) 自殺者における同居人の有無（平成 24～28 年合計）

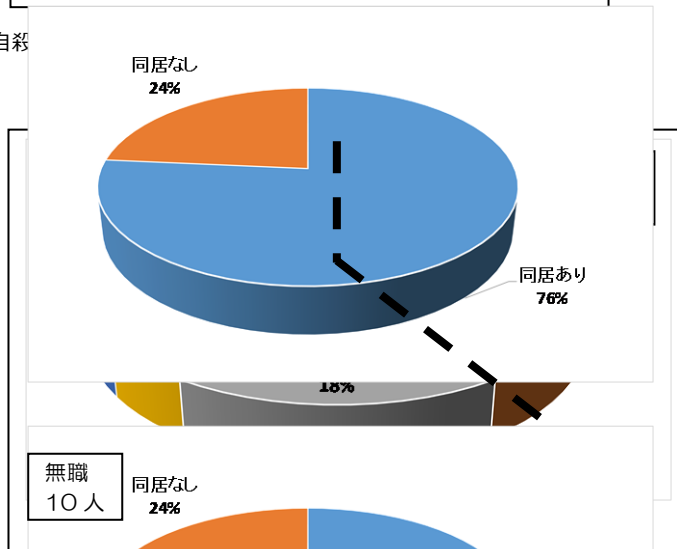
同居人の有無別でみると、過去 5 年間（H24～28 年）の自殺者 17 人のうち、同居ありの割合が 76% となっています。



〔資料〕自殺

5) 自殺者における有職・無職およびその内訳（平成 24～28 年合計）

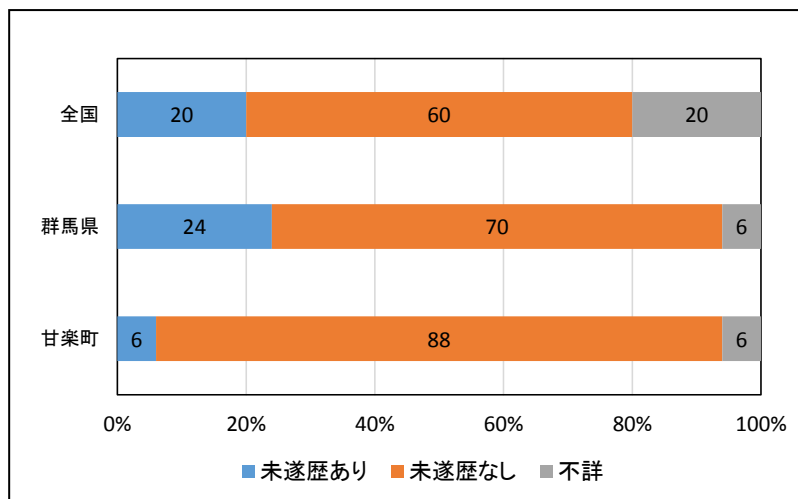
有職者・無職者の割合をみると、過去 5 年間に自殺で亡くなった 17 人のうち、無職者の割合が 58.8% となっています。



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

6) 自殺未遂歴

平成 24～28 年における甘楽町の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂歴のあった人は 6%で、県や国と比べると低くなっています。



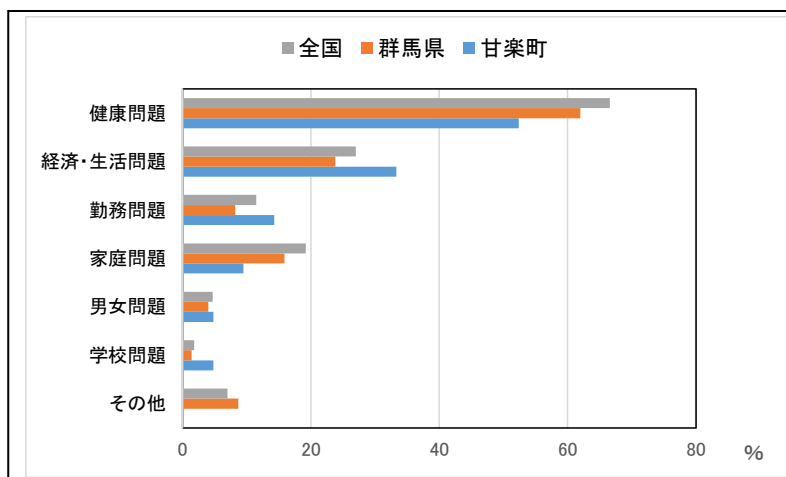
〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

7) 原因・動機

平成 21～27 年の自殺の原因については「健康問題」次いで「経済・生活問題」「勤務問題」の順になっています。

群馬県や国と比べると、「経済・生活問題」「勤務問題」が高くなっています。

明らかに推定できる原因・動機を 3 つまで計上可能として、集計しています

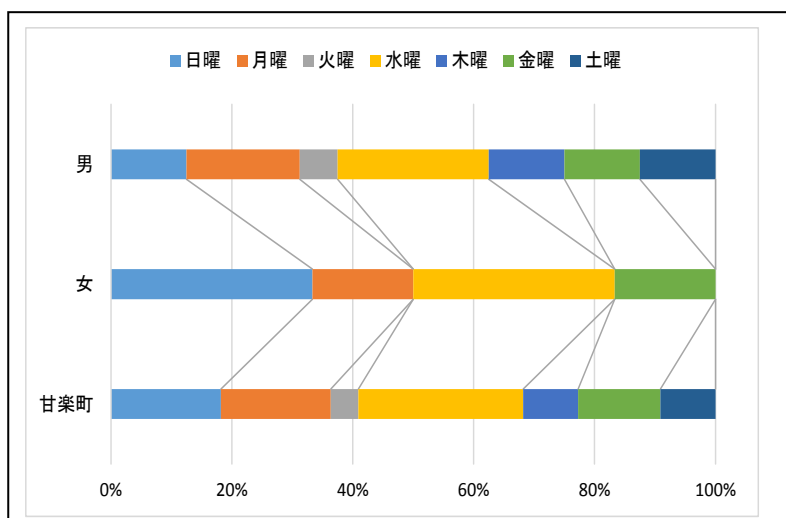


〔資料〕自殺者統計（地域における自殺の基礎資料）（内閣府、厚生労働省）

8) 曜日別の自殺割合

平成 21～27 年の自殺日を曜日別にみると水曜日、日曜日・月曜日が多くなっています。

男性については水曜日・月曜日、女性については水曜日・日曜日が多くなっています。



〔資料〕自殺者統計（地域における自殺の基礎資料）（内閣府、厚生労働省）

2 対策が優先されるべき対象群の把握

平成 24～28 年の 5 年間における自殺の実態について、自殺総合対策センターの「地域自殺実態プロファイル」により、町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分が示されました。この属性情報から、町において推奨される重点施策として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に対する取組が挙げられています。

上位 5 区分 ※1	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 (10 万対) ※2	背景にある主な自殺の危機経路 ※3
1 位 男性 60 歳以上 無職・同居	5	29.4%	93.2	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位 男性 40～59 歳 有職・同居	4	23.5%	54.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位 男性 60 歳以上 無職・独居	2	11.8%	292.1	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位 女性 60 歳以上 無職・同居	2	11.8%	20.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位 男性 20～39 歳 無職・独居	1	5.9%	6636.7	①【30 代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20 代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

- ※1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としました。
- ※2 自殺率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にし、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の経路を例示しています。

3 関連データ

1) 地域の就業者の常住地・従業地

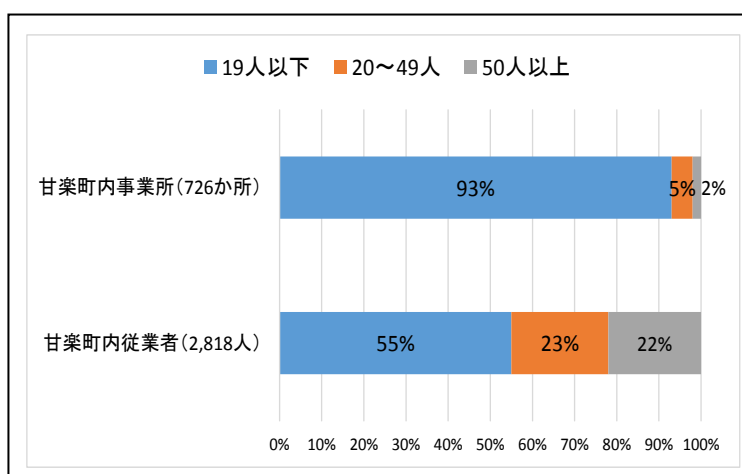
甘楽町内常住就業者の53.6%が、他市町村で従業しています。また、甘楽町内従業者の42.9%が他市町村に常住しています。

		従業地		
		町内	町外	不明・不詳
常住地	町内	3,152	3,756	99
	町外	2,365	—	—

〔資料〕H27 国勢調査

2) 地域の事業所規模別事業所／従業者割合

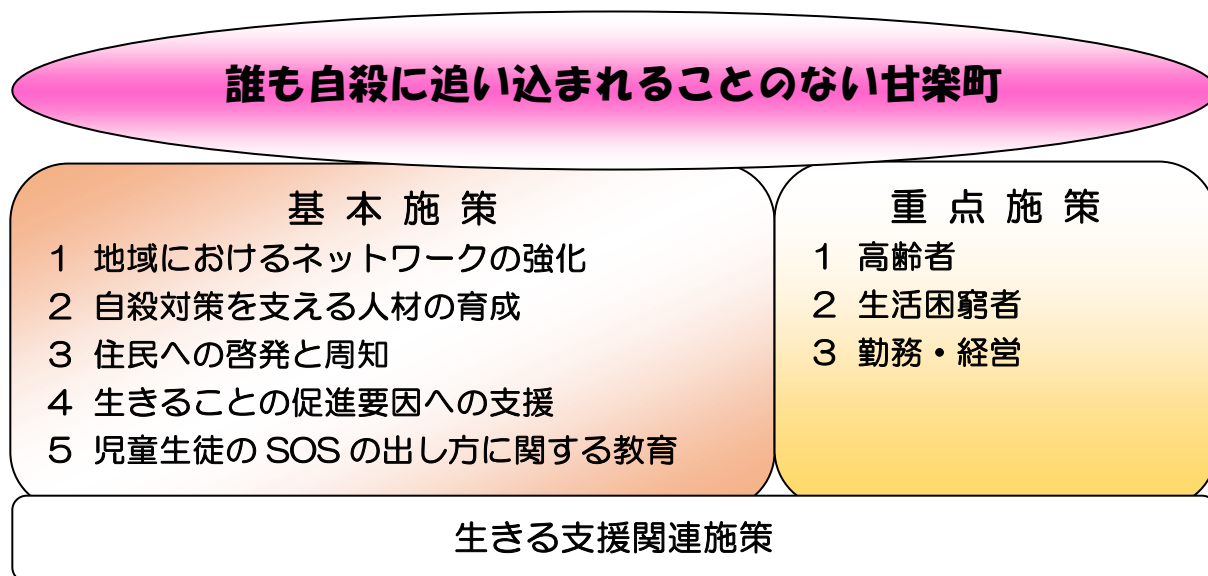
町の事業所は19人以下の小規模事業所が9割を占め、従事者は半数以上となっています。



〔資料〕H26 年経済サンセス基礎調査

第3 いのち支える自殺対策における取組

「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、町の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置づけ、より包括的に推進していきます。



1 5つの基本施策

1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者の連携、協力が大変重要です。自殺対策以外の目的で展開されているネットワークであっても、自殺対策を視野に入れて活動することで自殺対策の強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
甘楽町健康づくり推進協議会	健康づくりに関係する各種団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	健康課	年間3回
要保護児童対策地域協議会	子育て支援に関わる関係者が集まり、虐待が疑われる児童や支援の必要な児童・妊婦・家族の早期発見と適切な支援体制の構築を図ります。	健康課	随時
甘楽町いじめ防止対策委員会	学校、家庭、地域及び関係機関の連携強化を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期解決に資するため、関係者による協議や意見交換等を行います。なお、重大事態が発生した場合には、「いじめ対策調査委員会」を兼ねるものとします。	学校教育課	年間1回 (重大事態発生時は随時)

事業名	事業内容	担当課	実施時期
生活困窮者自立支援会議	群馬県社協・町担当支援相談員（下仁田町社協内に駐在）と連携し、ハローワークや民生委員等関係者を交えて協議し、生活困窮者の自立を支援します。	健康課 社会福祉協議会	随時
関係する係（部署）との連携強化	住民の困難さをキャッチした際には、問題解決に向けて関係する係（部署）につなぐなどの連携を強化します。	全課	随時
消費トラブルの心配ごと相談	町住民課で行っている心配ごと相談内で消費トラブルを抱えた方に安心・安全のためのアドバイスや斡旋を行います。	住民課 消費生活センター	月2回の相談内で関連があった場合に連携
富岡甘楽地域自殺対策連絡会議	富岡保福主催の会議に委員として参加し、関係機関と連携をはかることで自殺対策を推進します。	健康課	年間1回

（評価指標）

評価項目	現状値	平成34年度までの目標値
いのちを支えるネットワーク （健康づくり推進協議会）開催回数	平成30年度設置	年1回以上

2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
住民を対象としたゲートキーパー養成講座	一般住民や、地域住民に身近な存在である民生委員児童委員、保健推進員、食生活改善推進員等に対して研修会を開催し、ゲートキーパーとしての役割を担う人材の育成を行います。	健康課	団体については任期中1回
職員を対象としたゲートキーパー養成講座	職員の、住民への対応力向上や支援先につなげられる体制づくりを目的にゲートキーパー研修を開催します。	総務課	1回/2年

（評価指標）

評価項目	現状値	平成34年度までの目標値
住民を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	各団体任期中1回	一般住民に対しての養成講座を1回/2年開催する
研修会アンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70.0%
職員を対象としたゲートキーパー養成講座受講率	—	90%以上
研修会アンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70.0%

3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが町全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行っていきます。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
自殺対策強化週間・月間取組	自殺の要因となり得る分野ごとの相談窓口を広報や、ホームページに掲載するなど、支援策の周知を図ります。	健康課	9月・3月
図書館でのテーマ展示	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせた、心の健康に関する書籍紹介や展示などを行います。	社会教育課	9月・3月
消費者被害防止出前講座	出前講座では、地域の集まりや学校などに出向いて、悪質商法の手口やトラブル事例を紹介し、被害に遭わないための対処方法などを伝えます。	健康課 学校教育課 消費生活センター	随時
周知啓発	健康祭や成人式などイベント時に啓発活動を行います。	健康課 社会教育課	随時
講演会の開催	「こころの健康」をテーマに講演会を開催し、自殺に対する正しい知識を普及啓発します。	健康課	1回/2年
啓発用カードの作成と設置	相談先を記載したカードを作成し、公共施設のトイレの個室や協力民間施設に設置。悩んだ時には誰かに相談することを啓発します。	健康課	通年

(評価指標)

評価項目	現状値	平成34年度までの目標値
自殺防止啓発用カードの設置施設数	0施設	20施設
こころの相談窓口を知っている人の割合	62.6%*	70.0%
自殺予防週間・自殺対策強化月間について知っている人の割合	—	70.0%
ゲートキーパーについて知っている人の割合	—	70.0%
講演会アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70.0%

*健康かんら21（第3次）アンケートより

4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取り組みが必要です。

「生きることの促進要因」への支援として、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

なお、高齢者を対象とした事業は、重点施策「高齢者」に記載します。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
子育て支援センター	主に未就学児をもつ親や祖父母とその子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うと共に、子育てに係る情報提供を行い、親子の居場所を提供します。	健康課	通年
公民館管理 図書館管理 文化会館管理	居場所・生きがいづくり 文化協会や公民館教室などに参加することで地域住民の世代を超えた親睦を深めます。	社会教育課	通年
認知症の人の家族の会	認知症の人の家族が集まり交流をすることで、介護の大変さを軽減します。	健康課	月1回
自殺未遂者支援のための連携強化	自殺未遂者に対する警察・消防・医療と行政機関との連携強化について、富岡甘楽地域自殺対策連絡会議（県主催）において検討を進めます。	健康課	年間1回
自死遺族支援事業の紹介	県こころの健康センターが行っている自死遺族支援事業について広報等に掲載すると共に、相談があった場合には紹介をします。	健康課	掲載は 年2回 相談対応は 随時

(評価指標)

評価項目	現状値	平成34年度までの目標値
ストレス解消法がある人の割合	56.2%*	60.0%

*健康かんら21（第3次）アンケートより

5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

生きることの包括的な支援として、困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標として、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置づけ、実施していきます。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
スクールカウンセラーの配置	専門的なスキルをもつスクールカウンセラーが定期的に児童生徒の学校生活の様子を観察するとともに、児童生徒や保護者からの相談に対応します。	学校教育課	各小学校 年間12日 中学校 年間30日

事業名	事業内容	担当課	実施時期
心の教育相談員の配置	元教員の相談員2名を、中学校に1名、小学校3校に1名配置し、課題を抱える児童生徒の心のケアを図るとともに児童生徒や保護者からの相談に対応します。	学校教育課	随時
いじめ防止フォーラム	いじめ防止における児童生徒の主体的な取組を活性化するとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、いじめ根絶に向けた意識の高揚といじめの未然防止への行動につなげるため、小・中学生の実践報告及び意見交流などを行います。	学校教育課	年1回
相談窓口の周知	町をはじめ各関係機関が開設している相談窓口の案内カード等を配付する際に、自分が悩みや不安を抱えた場合に相談できる窓口があることを児童生徒に対して周知します。	学校教育課	随時
自殺予防に資する教育活動の推進	友だちが困っていること、悩んでいることに気づき、子ども同士で支え合うために、自分ができることを考える学習活動を、各学校の実態や各学年の発達段階に応じて設定していきます。	学校教育課	随時
SOSの出し方・受け止め方教育の実施	困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処法や、心の危機に陥った友人の感情を受け止める方法などを学ぶ授業を、関係課・関係機関と連携しながら実施します。	学校教育課	各学校 年1回
小中学生を対象としたゲートキーパー養成講座	心の危機に陥った友人に気づき、どのように受け止め対処するかについて学ぶゲートキーパー研修を小学校5年生・中学校1年生に実施します。	学校教育課	各学校 年1回
出前講座「いのちの誕生のお話」	小学校2年生・中学校2年生を対象に、保健師と助産師が講話。生命の誕生する過程や、生命の誕生に寄せる家族の思いについて語り、自分の存在の大切さを感じてもらいます。また、困ったときのSOSの出し方についても触れます。	健康課	各学校 年1回

(評価指標)

評価項目	現状値	平成34年度までの目標値
SOSの出し方教育実施学校数	0校	各学校年1回

2 3つの重点施策

甘楽町の自殺者の年齢構成、職業別から次の3つを重点施策として推進していきます。

1) 高齢者

町では、高齢者の自殺が課題となっています。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく孤立・孤独に陥りやすいため、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策を推進します。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
にこにこサロン	高齢者の居場所として、生活支援コーディネーターが中心となり高齢者やボランティアが趣味や体操などを通して交流します。	健康課	週1回
おたっしゅ会	地区の公会堂等で保健師による血圧測定や健康相談、体操などの指導を実施します。人との会話を楽しむ場を提供します。	健康課	月1～2回
おたっしゅ会交流会	高齢者の居場所の1つである「おたっしゅ会」の活性化を目的に、情報交換を行い親睦を深めます。	健康課	年間2回
住民主体の「通いの場」づくりの支援	住民が主体となって週1回開催する「通いの場」をつくるための支援を行うことで、高齢者の交流の場や居場所を増やします。	健康課	通年
ひとり暮らし高齢者基礎調査	民生委員による「ひとり暮らし高齢者基礎調査」の実施により高齢者の生活実態の把握に努めます。	健康課	6月
在宅給食サービス	バランスのとれた食事の提供、配食時に声かけや日常会話を行うことで、高齢者の見守りと孤独感の解消を図ります。	健康課 社会福祉協議会	週3回
生活支援サービス	買い物代行やゴミ出しなど家事援助サービスを行い、高齢者を地域で支え合い、住み慣れた自宅での生活を支援します。	健康課 社会福祉協議会	週1～2回
公民館管理 図書館管理 文化会館管理	文化協会や公民館教室などに参加することで地域住民の世代を超えた親睦を深めます。	社会教育課	通年
デマンドタクシー「愛のりくん」	自家用車がなくても、活動できる場所までの移動手段を確保し、高齢者の積極的な外出を促します。	企画課	通年
シルバー人材センター	高齢者福祉の増進を図るとともに、高齢者の賃金収入を得る機会の提供を図ります。	健康課	通年
出張相談	来所・電話相談が困難な高齢者に対し、自宅に訪問して聞き取りを行いアドバイスや斡旋を行います。	消費生活センター	随時

(評価指標)

評価項目	現状値	平成34年度までの目標値
住民主体の「通いの場」の数	1か所	10か所

2) 生活困窮者

生活困窮者はその背景として、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会的にも孤立している傾向があります。

生活困窮者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、多様な問題の解決を支援し、自立を促進します。	健康課	随時
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	健康課	随時
無料法律相談	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への無料相談を紹介します。	消費生活センター	随時
各種納付相談	各種税金や保険料・使用料等の支払いの際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある住民の相談に対応します。必要に応じて適切な支援先につなげます。	住民課 健康課 建設課 水道課 学校教育課	随時
多重債務者に対する相談会	西部地区合同で法律・生活再建・心の相談の専門スタッフによる相談会を実施します。	消費生活センター	年 1 回

(評価指標)

評価項目	現状値	平成 34 年度までの目標値
生活困窮者自立相談支援新規相談件数	9 件	12 件

3) 勤務・経営

町では、働き盛りの男性における自殺も課題となっています。働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援を行っていきます。

事業名	事業内容	担当課	実施時期
各種労働相談の案内	国（労働局）や県が設置している「労働相談窓口」や職能団体が行う労働者向け相談について、相談受付時や広報等で住民に周知する。	健康課 産業課	随時

(評価指標)

評価項目	現状値	平成 34 年度までの目標値
労働相談窓口の認知度	—	60.0%

3 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、庁内の既存事業のなかで「生きる支援」に関連する・関連し得る事業を掲載しました。

また、これらの事業を自殺対策の視点からとらえ、8 施策に分類しています。

これらの事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない甘楽町」の実現を目指します。

【基本施策】 1 地域におけるネットワークの強化

2 自殺対策を支える人材の育成

3 住民への啓発と周知

4 生きることの促進要因への支援

5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育（子ども・若者対策）

【重点施策】 6 高齢者

7 生活困窮者

8 勤務・経営

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	1 ネット ワーク 強化	2 人材 育成	3 啓発 と周 知	4 生き る支 援	5 子ど も・ 若者 対策	6 高齢 者	7 生活 困窮 者	8 勤務 ・経 営
総務課	広報広聴事業	広報（毎月 1 日発行）及び広報おしらせ版（毎月 1 日・15 日発行）の編集・発行業務。行政と住民とのコミュニケーションを高めるために年 12 回発行している広報で、自殺対策の啓発を図る。各行事やイベント等の案内を中心に年 24 回発行している広報おしらせ版で、自殺対策に関する講座やイベント等の情報を住民に提供する。			●					
	自殺のおそれのある行方不明者発見活動	富岡警察署との連携・町内一斉放送・消防団の搜索手配	●			●				
	ゲートキーパー養成講座	職員を対象にゲートキーパー研修を実施し、身近な活動で気づき、見守りを行う人材を育成する。		●				●	●	●
	職員研修	職員研修の 1 コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	●	●						
	職員の健康管理事務	住民の相談を受ける職員の心身健康の保持は、「支援者の支援」になる。		●						
	職員ストレスチェック制度事業	職員のストレス度を把握し、高ストレス者に対して適切な対応を行う。（職員の心の健康の保持増進を図ることで「支援者の支援」となる）		●						●
企画課	HP 管理・作成	自殺対策の啓発として、住民に情報を提供する。			●					
	デマンドタクシー「愛のりくん」	自家用車がなくても、活動できる場所までの移動手段を確保し、高齢者等の積極的な外出を促す。				●		●	●	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	1 ネット ワーク 強化	2 人材 育成	3 啓発 と周知	4 生き る支 援	5 子ど も・ 若者 対策	6 高齢 者	7 生活 困窮 者	8 勤務 ・経 営
住民課	窓口業務	職員対住民、または住民同士の情報を窓口対応の中で収集し、早期に関係機関につなげることで自殺リスクの軽減になる。	●				●	●	●	●
	税金等滞納徴収業務	滞納者には生活困窮者も多い。状況に応じ必要な支援先につなげることで自殺リスクの軽減になる。				●			●	●
	環境係における苦情対応	苦情対象者の中には、生活や精神面に問題を抱えている者もいる。また、通報者の中には精神的に悩みを抱えている者もいるので、関係機関につなげることで自殺リスクの軽減になる。	●							
健康課	甘楽町自殺対策計画の策定	主担当となって甘楽町自殺対策計画を策定し、自殺者を減らす。	●	●	●	●	●	●	●	●
	健康づくり推進協議会	町における自殺対策の推進にあたり、健康づくりに関係する関係団体が連携し、情報の共有化を図り効果的な対策を推進するために協議会を開催する。	●							
	富岡甘楽地域自殺対策連絡会議	富岡保福主催の会議に委員として参加し、関係機関と連携をはかることで自殺対策を推進する。	●							
	自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)	精神科医による「心の相談」を実施 ポスターの掲示 広報おしらせ版に、関連記事を掲載				●	●	●	●	●
	健康アドバイスの掲載	自殺や自殺関連事象等(うつ病含む)に関する正しい知識を特集し、健康アドバイスとして広報に掲載する。			●					
	ゲートキーパー養成講座	保健推進員・民生委員等を対象にゲートキーパー研修を実施し、身近な活動で気づき、見守りを行う人材を育成する。		●	●		●	●	●	
	保健推進員研修	妊産婦や乳幼児の親に接する機会が多い保健推進員に、メンタルの特徴や傾聴の研修を行うことで、問題の早期発見を図る。		●	●					
	出前講座「いのちの誕生のお話」	小学校2年生・中学校2年生を対象に、保健師と助産師が講話。生命の誕生する過程や、生命の誕生に寄せる家族の思いを知ること、自分の存在の大切さを感じてもらう。また、生命の尊さを学び、自分の命はもちろんのこと周囲の人の命も大切にすることを育む。				●	●			
	各種健(検)診・結果説明	問診や指導時に異変をキャッチした場合は、必要な助言や適切な支援先につなぐ。			●					
	母子健康手帳の交付	面談の状況により、見守りや支援機関につなぐことで自殺リスクの軽減をはかる。				●			●	
	産婦のEPDSの実施	産後の訪問時に実施。ハイリスク者は、経過観察をしながら必要な支援を行う。*EPDS: エジンバラ産後うつ病質問票					●		●	
	不妊・不育症治療費助成事業	不妊・不育症に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得るため、申請時の状況に応じ必要な支援を行う。				●			●	
	養育医療に関する事務	未熟児の育児には心身の負担が大きい。申請の機会にはそのことを踏まえ対応することで自殺リスクの軽減を図る。				●				
	健康相談(来所・電話・メール)	心身の健康相談を実施し、必要な助言や適切な支援先につなぐ。				●	●	●	●	●
こころの健康相談	年2回(9・3月)、富岡保福の保健福祉相談を保健センターで実施。身近な場所で、専門医の相談を気軽に受けられる機会を提供する。実施月以外は、必要に応じ富岡保福の相談日を紹介する。				●	●	●	●	●	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	1 ネット ワーク 強化	2 人材 育成	3 啓発 と周 知	4 生き る支 援	5 子ど も・ 若者 対策	6 高齢 者	7 生活 困窮 者	8 勤務 ・経 営
健康課	家庭訪問	家庭の状況を把握した上で、相談や支援を行う。				●	●	●	●	●
	国保重複・多 受診訪問	重複・多受診者には心身の不安や問題を抱えている者もいる。必要な支援を行うことで、自殺リスクの軽減になる。	●			●		●		
	各種健康教室	健康づくりと共に参加者間の交流を図る。			●	●				
	認知症サポ ーター養成講座	認知症について正しい知識を持ち認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。（自殺リスクの早期発見と対応）		●				●		
	認知症支援事 業	認知症地域支援専門員が認知症の疑いのある人を訪問し、状態に応じて医療や介護サービスにつなげる。専門員が研修を受け、スキルアップを図ることで問題の早期発見を図る。		●				●		
	介護保険料徴 収業務	滞納者には自殺リスクを抱えている人が含まれている場合があり、必要な機関につなげることで自殺予防につなげる。	●							●
	高齢者総合相 談業務	高齢者に関する相談。介護申請の受付。				●		●		
	要介護認定事 務	認定調査、審査判定の実施。調査時の本人、家族とのやりとりの中でリスクの把握を行うと共に、必要な機関につなげる。	●			●		●		
	介護給付に関 する事務	居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの利用支援。相談を通じてリスクの軽減を図る。				●		●		
	認知症の人の 家族の会	認知症の人の家族が集まり、それぞれの悩みを話し合う。				●		●		
	地域包括支援 センター	高齢者の総合相談窓口として適切なサービスにつなぎ継続的に支援を行う。地域ケア会議の開催。	●			●		●		
	おたっしや会	高齢者を対象に月1～2回程度、地区の公会堂等で保健師による血圧測定や健康相談、体操などの指導の実施。人との会話を楽しむ場の提供。地域交流を図ることでセーフティネットの役割をもつ。				●		●		
	にこにこサロ ン	週1回（月曜日）に高齢者が集い、体操や趣味を通し交流を図る。				●		●		
	住民主体の 「通いの場」 づくりの支援	住民が主体となって週1回開催する「通いの場（高齢者の交流の場や居場所）」をつくるための支援を行う。				●		●		
	移動販売事業	買い物困難地に移動販売として出向き、高齢者の見守りを行う				●		●		
	民生委員・児 童委員活動	民生委員・児童委員の地域活動において生活や健康、子育て等の様々な不安を抱える方の相談相手となり、行政や専門機関へのつなぎ役としての役割を担う。				●	●	●	●	
	自立支援医療	統合失調症等の精神疾患を有し、継続的に通院治療する人の通院医療費を公費負担する。				●	●	●	●	
	各種手帳申請 ・交付業務	申請等に際し、本人や家族と対面することで、問題の早期発見・早期対応になり得る。	●							
	就労支援	生計を支えている者を失った場合に生活困窮者とならないよう関係機関と協力し、就労支援を行う。				●			●	●
	虐待・DV 相談 業務	児童虐待やDVなどの相談対応。関係機関との連携を図り、必要な支援を行う。				●	●			
生活困窮者自 立支援業務	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、多様な問題の解決を支援し、自立を促進する。				●			●		
児童手当支給 業務	児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するために手当を支給する。また、毎年現況届にて児童の監護を含めた家庭の				●	●		●		

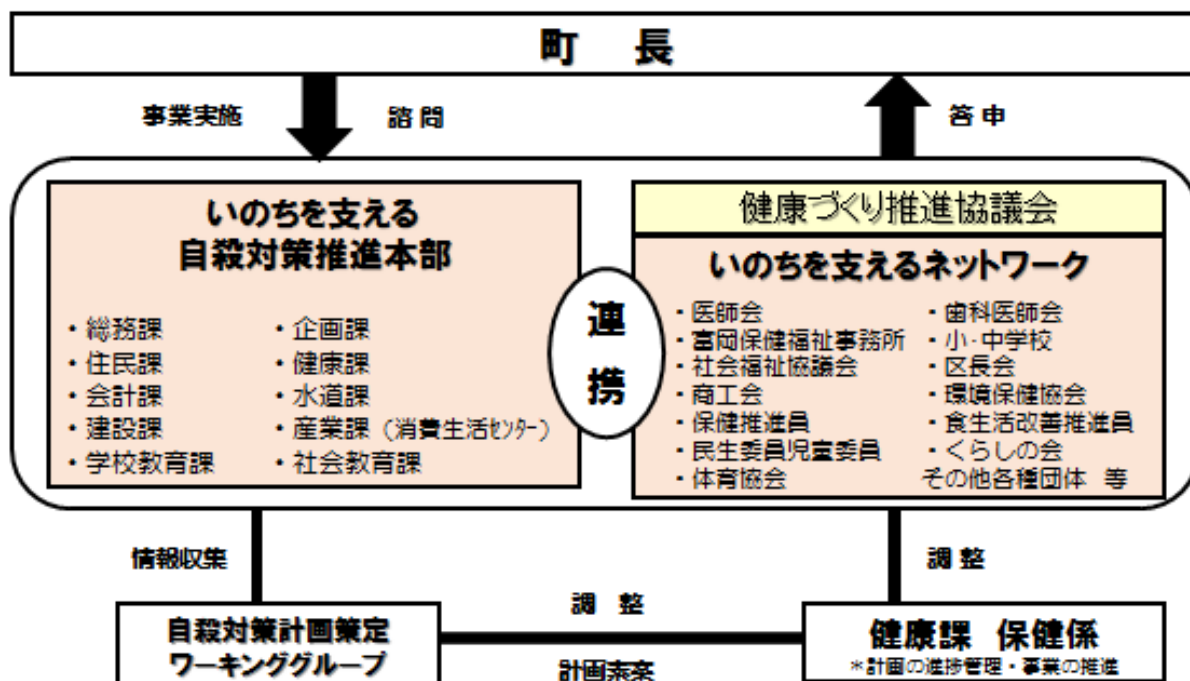
担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	1 ネットワーク強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 子ども・若者対策	6 高齢者	7 生活困窮者	8 勤務・経営
健康課		状況を確認する。								
	児童扶養手当支給業務	ひとり親等の家庭の生活の安定と自立の促進を図るために手当を支給する。また、毎年現況届にて児童の監護を含めた家庭の状況を確認する。				●	●		●	
	特別児童扶養手当支給業務	精神または身体に障害のある20歳未満の児童について、その児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給する。また、毎年現況届にて児童の監護を含めた家庭の状況を確認する。				●	●		●	
	子育て支援センター	主に就学前の親子の集いの場。保育士による子育て相談の実施。				●	●			
	シルバー人材センター	高齢者福祉の増進を図るとともに高齢者の賃金収入を得る機会の提供を図る。				●		●		●
産業課	小口資金融資	中小企業者の運転資金・設備資金を無担保で融資し、町が利子補給を行うことで、業況の安定と中小企業の振興を図る。	●							●
	消費者ホットライン188	電話で188番を発信し、居住地の郵便番号を入力することで管轄する消費生活センターに電話がつながる。相談までの時間短縮が図れ、相談の利便性が向上。	●		●					
	高齢者等消費者被害防止対策業務	高齢者を中心とした消費者被害にかかる重点相談の実施。			●			●		
	地域密着型消費者被害にあわないための啓発活動	「おたっしゃ会」に同行し、消費者被害防止を目的とした啓発活動を実施。			●			●		
	消費生活センター相談業務	消費者トラブル回避のアドバイスや被害にあった場合の対処などの業務を行う。法的解決が必要な場合など内容にあった各種窓口の案内を行う。	●		●	●	●	●		
	多重債務者に対する相談	西部地区合同で法律・生活再建・心の相談の専門スタッフによる相談を実施				●			●	
建設課	町営住宅入居・退去審査、家賃収納、建物管理等	町営住宅の入居者・申込者には生活面で困難や問題を抱えている場合がある。また、滞納者には自殺リスクを抱えている人が含まれている場合があり、必要な機関につなげることで自殺予防につなげる。	●						●	
会計課	会計業務	納税の先に生活があることを念頭に置き、住民に異変や違和感を感じた場合は関係課につなぐ。	●						●	
水道課	上下水道料・下水道受益者負担金分担金徴収事務	滞納者には自殺リスクを抱えている人が含まれている場合があり、必要な機関につなげることで自殺予防につなげる。	●						●	
学校教育課	スクールカウンセラーの配置	専門的なスキルをもつスクールカウンセラーが定期的に児童生徒の学校生活の様子を観察するとともに、児童生徒や保護者からの相談に対応する。児童生徒の困難さや保護者の負担感の軽減につながる。				●	●			
	心の教育相談員の配置	元教員である相談員2名を、中学校に1名、小学校3校に1名配置し、課題を抱える児童生徒の心のケアを図ると共に児童生徒や保護者からの相談に対応する。				●	●			
	教育相談	相談員を小中学校に配置し、児童生徒が抱える学校生活上の悩みや保護者が抱える子育ての悩みなどの相談に対応する。				●	●			

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	1 ネットワーク強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 子ども・若者対策	6 高齢者	7 生活困窮者	8 勤務・経営
学校教育課	いじめ防止フォーラム	いじめ防止における児童生徒の主体的な取組を活性化するとともに、関係機関が連携し、いじめ根絶に向けた意識の高揚といじめの未然防止への行動につなげる。			●	●	●			
	小中学生を対象にしたゲートキーパー養成講座	ゲートキーパー研修を小学校5年生・中学校1年生に実施し、こころの危機に陥った友人に気づき、どのように受け止め対処するかについて学ぶ。		●	●		●			
社会教育課	社会教育	人権教育・青少年教育・家庭教育を通し、困難を抱える人をサポートすることで自殺リスクの軽減につなげる。		●		●	●	●		
	生涯学習	生涯学習推進協議会活動。講演会や様々な活動を通して生きがいづくりの機会を提供し、自殺リスクの軽減につなげる。	●			●		●		
	社会体育	町民体育大会・駅伝競走大会など生涯スポーツの振興。生涯スポーツの振興により心身の健康増進と生きがいづくりの機会を提供し、自殺リスクの軽減につなげる。				●	●	●		
	公民館管理	公民館教室や団体活動を通して生きがいづくりの機会を提供し、自殺リスクの軽減につなげる。ポスター掲示・チラシ配布、公民館教室や団体活動を通して生きがいづくりの提供。			●	●	●	●		
	文化会館施設管理	ポスター掲示・チラシ配布。 各種催し物の開催。			●					
	図書館管理	ポスター掲示・チラシ配布。自殺関連図書や資料の展示。 図書や新聞の閲覧。			●					
	放課後子ども教室	放課後に子どもたちが安心して集い、地域の人たちとの交流や遊び、学習など、いきいきと活動できる居場所や機会を提供する。				●	●			
	「おぜのかみさま」県民運動	インターネット適正利用のための標語「おぜのかみさま」を県と協力して推進する。			●		●			
	青少年自立・再学習支援 (G-SKY Plan)	不登校、非行、ひきこもり、ニートなどの様々な悩みを抱えている青少年からの相談を受けた際に、青少年会館につなぎ支援が受けられるようにする。				●	●		●	
	人権教育	研修会等で取り上げ、正しい理解と認識を広めるための啓発活動を行う。			●	●	●			
性的少数者支援	県が作成したパンフレット等を公共施設に設置し、LGBT等の性的少数者に対する正しい理解と認識を広めるための啓発活動を行う。また、当事者が相談できる場所について情報提供を行うことで支援につなげる。			●	●	●				
社会福祉協議会	生活困窮者自立支援業務	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、多様な問題の解決を支援し、自立を促進する。				●			●	
	にこにこ甘楽 (入浴等)	安価での入浴・休憩施設、利用者同士の交流の場を提供。				●		●		
	老人クラブ活動	仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりなど様々な活動を通じ、同世代との交流を図る。				●		●		
	生活福祉金貸付事業	低所得者、障がい者又は高齢者の世帯の人たちに、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立・生活意欲の助長促進・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援する。				●	●	●	●	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	1 ネットワーク強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 生きる支援	5 子ども・若者対策	6 高齢者	7 生活困窮者	8 勤務・経営
社会福祉協議会	フードバンク事業	生活に困窮している世帯に対し、企業や個人などから寄付のあった食料を提供し生活を支援する。				●	●	●	●	
	在宅給食サービス	バランスのとれた食事の提供、配食事に声かけや日常会話を行うことで、高齢者の安否確認と孤独感の解消を図る。				●		●		
	生活支援サービス	買い物代行やゴミ出しなど家事援助サービスを行い、高齢者を地域で支え合い、住み慣れた自宅での生活を支援する。				●		●		

第4 自殺対策の推進体制等

自殺対策組織の関係図



本計画における基本施策、重点施策及び関連する生きる支援については、「自殺対策推進本部」を中心とした PDCA サイクルによる評価を実施し、併せて健康づくり推進協議会など「いのちを支えるネットワーク」での意見を取り入れることで目標達成に向けた自殺対策を図ります。

第5 参考資料

1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機

への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における

自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の

実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある

者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 自殺総合対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

➢ 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

➢ 自殺は、その多くが思い込まれた末の死である

➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**

➢ 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりよいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<h4>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<h4>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<h4>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査・死因究明制度との連動 ・オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<h4>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<h4>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<h4>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門性の確保 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<h4>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童生徒、性被害被害者の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<h4>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<h4>9. 遺された人への支援を充実する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<h4>10. 民間団体との連携を強化する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<h4>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<h4>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策